

* 介護保険のしくみ

介護保険は、介護や支援が必要な人が介護保険サービスを利用できる制度です。市区町村が運営し、40歳以上の人が出し合って制度を支えています。

40歳以上の人 (被保険者)

- 要介護認定を受けてサービスを利用します。
- 市区町村に保険料を納めます。
- サービス事業者利用者負担を支払います。



65歳以上の人 (第1号被保険者)

介護が必要になった原因は関係なく、サービスが利用できます。

サービスが利用できるのは
介護が必要と認定された人

交通事故など「第三者」による行為が原因で介護保険を利用する場合は市区町村へ届け出が必要です。必ず示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。

40～64歳の人 (第2号被保険者)

サービスが利用できるのは
「特定疾病」が原因で
介護が必要と認定された人
特定疾病以外(交通事故など)
が原因の場合は、介護保険の
サービスは利用できません。

特定疾病とは

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる16疾病

- がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症 ● 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



